
規 則

高知県個人情報保護審議会規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第21号

高知県個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下「条例」という。）第9条第12項の規定に基づき、高知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、審議会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委員以外の者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(審議会の意見を要しない軽微な改正)

第5条 条例第9条第2項第1号の規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

(1) 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

(2) 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な改正

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、高知県総務部法務文書課において処理する。ただし、条例第9条第3項に規定するものに係る庶務は、高知県総務部法務文書課及び市町村振興課において処理する。

(書記)

第7条 審議会に書記若干人を置く。

2 書記は、高知県総務部法務文書課及び市町村振興課の職員のうちから、知事が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受け、審議会の庶務に従事する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

規 則

◎ 高知 県 個 人 情 報 保 護 審 議 会 規 則